

(写)

開発1225第2号

令和2年12月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省人材開発統括官

(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正
する省令等の施行等について

本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(注:「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省では、所管する省令及び告示において、国民や事業主等に対して、押印又は署名(以下「押印等」という。)を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするため必要な改正を行う「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。)(別添1)及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第397号。以下「整理告示」という。)(別添2)を本日公布し、同日より施行することとした。整理省令及び整理告示の内容等については下記のとおりであるので、貴職におかれては、以上のことを十分御理解の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示のうち、国が事業主等に押印等を求めている様式等の押印欄を削除する等の措置を講ずること。なお、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類は改正後の様式によるものとみなし、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

なお、整理省令及び整理告示による人材開発統括官が所管する省令（他省庁との共管省令を除く。）及び告示の一部改正について、改正される様式は、以下のとおりであること。

1. 厚生労働省関係省令（人材開発統括官関係）

(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）

- ① 様式第1号（教材認定申請書及び教材改定承認申請書）
- ② 様式第4号（職業訓練認定申請書（事業主・団体））
- ③ 様式第7号（実施計画認定申請書、実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書）
- ④ 様式第12号の2（登録試験機関登録申請書）
- ⑤ 様式第12号の3（試験業務規程認可申請書）
- ⑥ 様式第12号の4（試験業務規程変更認可申請書）
- ⑦ 様式第12号の5（資格試験業務休止（廃止）許可申請書）
- ⑧ 様式第12号の7（キャリアコンサルタント登録申請書）
- ⑨ 様式第12号の8（キャリアコンサルタント登録更新申請書）
- ⑩ 様式第12号の12（指定登録機関指定申請書）
- ⑪ 様式第12号の13（登録事務規程認可申請書）
- ⑫ 様式第12号の14（登録事務規程変更認可申請書）
- ⑬ 様式第12号の15（登録事務休止（廃止）許可申請書）

(2) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）

- ① 様式第1号（職業訓練認定申請書）
- ② 様式第2号（認定職業訓練に係る就職状況報告書）

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号）

- ① 様式第1号（基準適合事業主認定申請書）
- ② 様式第2号（認定状況報告書）

2. 厚生労働省関係告示（人材開発統括官関係）

(1) 社内検定認定規程（昭和59年労働省告示第88号）

- ① 様式第1号（社内検定認定申請書）
- ② 様式第2号（社内検定認定申請書）
- (2) 職業能力開発促進法第15条の4第1項の規定に基づく職務経歴等記録書の様式の全部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第127号）
 - ① 様式2（職務経歴シート）
 - ② 様式3-3-1-1（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用））
 - ③ 様式3-3-1-2（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（在職労働者の実務経験の評価用））
 - ④ 様式3-3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（求職者支援訓練用））
 - ⑤ 様式3-3-4（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（科目ごとに評価している教育訓練用））

第3 既存の通達等の取扱いについて

本日より前に発出した貴職宛て当職通達（職業安定局長との連名通達並びに職業安定局長及び雇用環境・均等局長との連名通達を除く。）等の取扱いについては、次に掲げる通達等により、整理省令及び整理告示と同様に押印等を不要とする等の措置を講ずるとともに、整理省令及び整理告示と同様の経過措置を設けることとする。

- ① 「「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度の実施について」の一部改正について」（令和2年12月25日付け開発1225第6号）
- ② 「「令和2年度地域若者サポートステーション事業の運営上の留意事項等について」の一部改正について」（令和2年12月25日付け開若発1225第1号）

なお、本日より前に発出した貴職宛て当職通達のうち、職業安定局長との連名通達並びに職業安定局長及び雇用環境・均等局長との連名通達等の取扱いについては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」（令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号）第3によるものとする。

以上

（以下略）

(写)

開発 1225 第 28 号

令和 2 年 12 月 25 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省人材開発統括官

押印を求める手続の見直しのためのジョブ・カード様式の改正について

職務経歴等記録書（いわゆる「ジョブ・カード」）については、「職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 127 号。以下「本告示」という。）においてその様式を定めているところです。

今般、本年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直しを行うため、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示 397 号。以下「改正告示」という。）が本日付で公布・適用され、改正告示により本告示が別添 1 のとおり改正されたところです。

改正告示による本告示の改正内容等は下記のとおりとなりますので、貴殿におかれましても御了知願います。

なお、本件については、別添 2 により各都道府県労働局長、各都道府県知事及び関係団体の長宛にそれぞれ通知していることを申し添えます。

記

1 改正内容

様式 2（職務経歴シート）第 2 面における「役職・氏名」欄の「印」を削除すること。また、様式 3-3-1-1（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT 用））、様式 3-3-1-2（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（在職労働者の実務経験の評価用））、様式 3-3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（求職者支援訓練用））及び様式 3-3-4（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（科目ごとに評価している教育訓練用））までの様式中、実習実施企業等の「印」を削除すること。

2 経過措置

改正告示の施行の際、現にある改正告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正告示による改正後の様式によるものとみなすこと。

また、改正告示の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

(以下略)

(写)

開発1225第1号
令和2年12月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正
する省令等の施行等について

本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(注:「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされています。

これを踏まえ、厚生労働省では、所管する省令及び告示において、国民や事業主等に対して、押印又は署名(以下「押印等」という。)を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするため必要な改正を行う「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。)(別添1)及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第397号。以下「整理告示」という。)(別添2)を本日公布し、同日より施行することとしました。整理省令及び整理告示の内容等については下記のとおりであるので、貴職におかれては、以上のことを十分御理解の上、その運用に遺漏なきを期されるよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

厚生労働省関係省令及び厚生労働省関係告示のうち、国が事業主等に押印等を求めている様式等の押印欄を削除する等の措置を講ずること。なお、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類については改正後の様式によるものとみなし、整理省令及び整理告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

なお、整理省令及び整理告示による人材開発統括官が所管する省令（他省庁との共管省令を除く。）及び告示の一部改正について、改正される様式は、以下のとおりであること。

1. 厚生労働省関係省令（人材開発統括官関係）

(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）

- ① 様式第1号（教材認定申請書及び教材改定承認申請書）
- ② 様式第4号（職業訓練認定申請書（事業主・団体））
- ③ 様式第7号（実施計画認定申請書、実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書）
- ④ 様式第12号の2（登録試験機関登録申請書）
- ⑤ 様式第12号の3（試験業務規程認可申請書）
- ⑥ 様式第12号の4（試験業務規程変更認可申請書）
- ⑦ 様式第12号の5（資格試験業務休止（廃止）許可申請書）
- ⑧ 様式第12号の7（キャリアコンサルタント登録申請書）
- ⑨ 様式第12号の8（キャリアコンサルタント登録更新申請書）
- ⑩ 様式第12号の12（指定登録機関指定申請書）
- ⑪ 様式第12号の13（登録事務規程認可申請書）
- ⑫ 様式第12号の14（登録事務規程変更認可申請書）
- ⑬ 様式第12号の15（登録事務休止（廃止）許可申請書）

(2) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）

- ① 様式第1号（職業訓練認定申請書）
- ② 様式第2号（認定職業訓練に係る就職状況報告書）

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号）

- ① 様式第1号（基準適合事業主認定申請書）
- ② 様式第2号（認定状況報告書）

2. 厚生労働省関係告示（人材開発統括官関係）

- (1) 社内検定認定規程（昭和59年労働省告示第88号）
 - ① 様式第1号（社内検定認定申請書）
 - ② 様式第2号（社内検定認定申請書）
- (2) 職業能力開発促進法第15条の4第1項の規定に基づく職務経歴等記録書の様式の全部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第127号）
 - ① 様式2（職務経歴シート）
 - ② 様式3-3-1-1（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・OJT用））
 - ③ 様式3-3-1-2（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（在職労働者の実務経験の評価用））
 - ④ 様式3-3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（求職者支援訓練用））
 - ⑤ 様式3-3-4（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（科目ごとに評価している教育訓練用））

第3 既存の通達等の取扱いについて

本日より前に発出した貴職宛て当職通知等の取扱いについては、次に掲げる通知等により、整理省令及び整理告示と同様に押印等を不要とする等の措置を講ずるとともに、整理省令及び整理告示と同様の経過措置を設けることとすること。

- ① 「技能向上対策費補助金の国庫補助について」（令和2年12月25日付け厚生労働省発開1225第4号）
- ② 「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費）交付要綱の一部改正について」（令和2年12月25日付け厚生労働省発開1225第9号）
- ③ 「「都道府県知事が行う技能検定に関する業務に係る通知の整備について」の一部改正について」（令和2年12月25日付け発開1225第3号）
- ④ 「「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領」の一部改正について」（令和2年12月25日付け発開1225第5号）
- ⑤ 「「技能検定の受検資格を定める告示における「厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認める者」について」の一部改正について」（令和2年12月25日付け発開1225第8号）
- ⑥ 「「技能者育成資金融資事業実施要領」の一部改正について」（令和2年12月25日付け発開1225第10号）
- ⑦ 「「委託訓練実施要領」の一部改正について」（令和2年12月25日付け発開1225第14号）

- ⑧ 「施設内訓練に係る託児サービス付加事業実施要領」の改正について」
(令和2年12月25日付け開発1225第19号)
- ⑨ 「非正規労働者等に対する実践的な職業訓練等への橋渡し訓練実施準則」の改正について」(令和2年12月25日付け開発1225第21号)
- ⑩ 「広域団体認定訓練助成金について」の一部改正について」(令和2年12月25日付け開発1225第23号)

第4 都道府県が条例等により独自に定めている様式等の取扱いについて

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき都道府県が行う事務（これらの法律に基づく命令の規定により都道府県が行う事務を含む。）のうち、条例等により都道府県が独自に定めている様式において、国民及び事業主等に対して求めている押印については、別添3のとおりその見直しの検討をお願いすること。

以上

（以下略）